

税関関係手数料令第二条第一項第二号の規定に基づき、同号に規定する電子情報処理組織を使用することができる者を定める件

平成十六年三月三十一日財務省告示第百八十七号

改正 平成十八年三月三十一日財務省告示第百五十八号

改正 平成二十二年二月一日財務省告示第三十六号

税関関係手数料令（昭和二十九年政令第百六十四号）第二条第一項第二号の規定に基づき、同号に規定する電子情報処理組織を使用することができる者として次のように定め、平成十六年四月一日から適用する。

電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律（昭和五十二年法律第五十四号）第二条第一号（定義）に規定する電子情報処理組織を使用することができることを税関長に証明した者

改正文（平成十八年財務省告示第百五十八号）抄

平成十八年四月一日から適用する。

改正文（平成二十二年二月一日財務省告示第三十六号）抄

平成二十二年四月二十二日から適用する。